

R4ワ 29870 訴訟及び判決の解説

本件は、ゴルフ場事業を営む伊豆スカイラインカントリー株式会社（以下、「伊豆S L C社」といいます。）の最も重要な財産であったゴルフ場不動産を、株式会社ブルーキャピタルマネジメント（以下、「B C M社」といいます。）によって奪われたことに対する訴訟の一環です。

現在、伊豆S L C社の破産管財人がゴルフ場不動産を伊豆S L C社に取り戻すための「否認訴訟」（訴訟①：破産法 160 条・170 条）及び破産管財人が関係者らへ伊豆S L C社の損害賠償を求める訴訟（訴訟②：会社法 423 条・民法 709 条等）、並びに、会員債権者 29 名が伊豆S L C社の代表取締役に対して損害賠償を求める「役員責任訴訟」（訴訟③：会社法 429 条）の 3 件の訴訟が行われています（①と②は併合審理されています）。

なお、訴訟③を提起した会員債権者としても、伊豆S L C社に不動産を取り戻すことが第一希望で、不動産取り戻し及び責任追及のための手段の一環として訴訟③を進行しています。

訴訟③の概要は、次のとおりです。

伊豆S L C社のゴルフ会員は、伊豆S L C社が破産し、会員権の預託金の返還を受けられなくなりました（今後、訴訟①又は訴訟②が奏功すれば破産管財人から一部返金される可能性はありますが、現時点ではその見込みは立っていません）。

そのため、29 名の会員が各預託金 20～100 万円を損害として、伊豆S L C社の代表取締役であった被告黄及び被告朝倉に対して、会社法 429 条に基づく役員責任を追及したのが本件損害賠償請求訴訟③です。

伊豆S L C社の破産の最大の原因は、ゴルフ場不動産をB C M社に奪われたことにあります。これは、当該不動産に譲渡担保が設定されたことが法律上の原因であり、この設定をしたのは、被告黄及び被告朝倉でした。

判決（第一審：東京地裁）は、本件譲渡担保の設定は、伊豆S L C社にとって「一方的に不利益を生じさせて同社の利益を害するもの」であること、「取締役としての善管注意義務に違反する行為である」ことを明確に認定し、被告らの「悪意又は重過失」を肯定して、原告ら（ゴルフ会員 29 名）の全面勝訴を認めました。

今回の判決は、争点が一部共通する破産管財人の訴訟①及び訴訟②にも良い影響をもたらす可能性があると考えられます。